

豊川市町名整理審議会条例

昭和47年8月1日条例第20号

改正

平成15年3月7日条例第2号

豊川市町名整理審議会条例

(設置)

第1条 本市における住民生活の利便と行政の効率を図ることを目的とする町名整理を円滑に実施するため、豊川市町名整理審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、町若しくは字の区域又は名称の変更に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 市の職員

3 前項に定める委員のほか、必要があるときは、市長は、審議事項を明示して、臨時委員若干名を委嘱し、又は任命することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員は、当該審議が終了したときに解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月7日条例第2号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。